

令和元年!

今年デビューした
よりぞうも
よろしくお祈りします



JA東京みどりのキャラクター
みどりん

よりぞう デビュー キャンペーン定期貯金

お取扱期間 令和元年 6月3日月～令和元年 8月30日金

JA東京みどりで
JAカードご加入者または年金受給を
されている方

店頭表示金利

+年0.10%

JA東京みどりで
JAカード未加入者・年金受給を
されていない方

店頭表示金利

+年0.05%

商品概要

- 貯金種類 / **スーパー定期貯金・大口定期貯金**
(自動継続1年 証書式・通帳式)
- 取扱対象 / 個人・法人
- 預入金額 / 10万円以上(新規)
- 特別配当金は対象となりません。



©よりぞう

はじめまして
よりぞうです♪

よりぞうプロフィール

- 名前: よりぞう
- 性格: おっとり マイペース
- 特技: 見た人を元気にするチアダンス
しっぽに色とりどりの花を咲かせる
- 趣味: 長い耳を立てて人の相談に乗ること
しっぽの花で花占いをする
- 自慢: こう見えて「お金」に詳しい
- 好きな食べ物: ぞうすい
- 好きな言葉: ゆっくり一歩一歩
- ハチとの関係: 親友
- 住所: 不明(JAによく現れるという噂)

ご契約いただいた方
先着2,000名様に

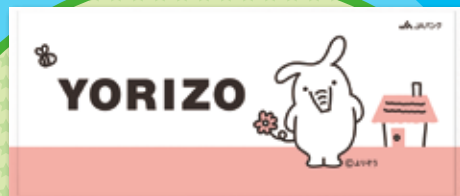
よりぞうグッズ
いずれか1品
プレゼント!!

ふんわりサクサク、
お口の中で
す〜ととろける
香ばしくやさしい味わいの
コーンスナックです。



※写真はイメージです

よりぞう
キャラメルコーン



シンプルなよりぞうがデザインされた
かわいいフェイスタオル。
サイズ/約W800×H340mm

※写真はイメージです

よりぞうタオル

商品概要説明書

令和元年！よりぞうデビューキャンペーン定期貯金 (サマーキャンペーン定期貯金)

(令和元年6月3日現在)

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金<単利型> 令和元年！よりぞうデビューキャンペーン定期貯金
2. ご利用いただける方	・個人および法人
3. 期 間	・定型方式 1年(自動継続扱い)
4. 取扱期間	・令和元年6月3日(月)～令和元年8月30日(金) 取扱期間中であっても募集額55億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式または通帳式 ・1口10万円以上1,000万円未満(お一人様何口でもお預入れいただけます。) 新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。 ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手 方法	・【JAカード加入者 または 年金受給者】 スーパー定期貯金<単利型>の店頭表示金利の+0.10%上乗せ ・【JAカード契約なし・年金受給なし】 スーパー定期貯金<単利型>の店頭表示金利の+0.05%上乗せ ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算 ・個人のお客様は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客様は総合課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口までお問い合わせください。
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
10. 記 念 品	先着2,000名様によりぞうグッズ(よりぞうタオル・よりぞうキャラメルコーン)のいずれか1品プレゼントいたします。(なくなり次第終了)
11. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%

11. 貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。 																
12. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当 J A 支店または本店信用共済部(電話：042-542-3220)にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、東京都農業協同組合中央会が設置・運営する東京都 J A バンク相談所(電話：042-528-1358)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。</p> <table border="1" data-bbox="470 660 1437 918"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会紛争 解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金(祝日、年 末年始を除く)</td> <td>9:30 ～ 15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金(祝日、年 末年始を除く)</td> <td>10:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金(祝日、年 末年始を除く)</td> <td>9:30 ～ 12:00 13:00 ～ 17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>	名 称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会紛争 解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、年 末年始を除く)	9:30 ～ 15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、年 末年始を除く)	10:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、年 末年始を除く)	9:30 ～ 12:00 13:00 ～ 17:00
名 称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会紛争 解決センター	03-3581-0031	月～金(祝日、年 末年始を除く)	9:30 ～ 15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金(祝日、年 末年始を除く)	10:00 ～ 12:00 13:00 ～ 16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金(祝日、年 末年始を除く)	9:30 ～ 12:00 13:00 ～ 17:00														
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別配当金の対象にはなりません。 ・ 自動継続を停止した場合、満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 																

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 東京みどり

商品概要説明書

令和元年！よりぞうデビューキャンペーン定期貯金

(サマーキャンペーン定期貯金〈大口定期貯金〉)

(令和元年6月3日現在)

1. 商品名 (愛称)	・大口定期貯金 令和元年！よりぞうデビューキャンペーン定期貯金
2. ご利用いただける方	・個人および法人
3. 期間	・定型方式 1年(自動継続扱い)
4. 取扱期間	・令和元年6月3日(月)～令和元年8月30日(金) 取扱期間中であっても募集額5億円に達した場合には、お取扱いを終了させていただきます。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入・証書式または通帳式 ・1,000万円以上(お一人様何口でもお預入れいただけます。) 新たなご資金でのお預入れに限らせていただきます。 ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・【JAカード加入者 または 年金受給者】 スーパー定期貯金〈単利型〉の店頭表示金利の+0.10%上乗せ ・【JAカード契約なし・年金受給なし】 スーパー定期貯金〈単利型〉の店頭表示金利の+0.05%上乗せ ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・個人のお客様は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税 法人のお客様は総合課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いはできません。
10. 記念品	先着2,000名様によりぞうグッズ(よりぞうタオル・よりぞうキャラメルコーン)のいずれか1品プレゼントいたします。(なくなり次第終了)

10. 中途解約時の取扱い	<p>・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC（Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、もっとも低い利率とします。</p> <p>A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。</p> <p>(2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率（Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率とします。</p> <p>A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$</p>																
11. 貯金保険制度（公的制度）	<p>・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>																
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または本店信用共済部（電話：042-542-3220）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、東京都農業協同組合中央会が設置・運営する東京都JAバンク相談所（電話：042-528-1358）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図りたい場合は、次の機関を利用することができます。</p> <table border="1" data-bbox="502 1377 1441 1646"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>電話番号</th> <th>受付日</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>03-3581-0031</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～15:00</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3595-8588</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>10:00～12:00 13:00～16:00</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>03-3581-2249</td> <td>月～金（祝日、年末年始を除く）</td> <td>9:30～12:00 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という。）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記東京都JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください</p>	名称	電話番号	受付日	受付時間	東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～15:00	第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00	第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00
名称	電話番号	受付日	受付時間														
東京弁護士会 紛争解決センター	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～15:00														
第一東京弁護士会 仲裁センター	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く）	10:00～12:00 13:00～16:00														
第二東京弁護士会 仲裁センター	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く）	9:30～12:00 13:00～17:00														
13. その他参考となる事項	<p>・特別配当金の対象になりません。</p> <p>・自動継続を停止した場合、満期日以降の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>																

詳しくは窓口にお問い合わせください。